

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年8月21日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃農業改良普及センター	平成24年4月11日
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	平成24年4月12日
水産試験場	〃
赤潮研究所	〃
西部家畜保健衛生所	平成24年4月19日
農業試験場	平成24年4月20日
西讃土地改良事務所	平成24年6月12日
東讃土地改良事務所	平成24年6月14日
中讃土地改良事務所	〃
水産課	平成24年7月12日
海区漁業調整委員会	〃
畜産課	〃
農業生産流通課	〃
土地改良課	平成24年7月17日
農村整備課	〃
農業経営課	〃
農政課	平成24年7月18日
東讃農業改良普及センター	平成24年7月27日
畜産試験場	〃
東部家畜保健衛生所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 生産品出納簿について、帳簿の累計欄の登記を削って訂正していた。(農業生産流通課)

(イ) 行政財産の使用変更許可をした使用料について、過年度収入しているものがあった。

また、行政財産の継続使用料について、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収できていないものがあった。(農業経営課)

(ウ) 肉豚仕向子豚の譲渡価格について、算出根拠に誤りのあるものがあった。(畜産試験場)

イ 支出事務について

自家用車公務使用申請書を提出しているが、旅費の支給をしていないものがあるので、旅費を支給する必要がある。(畜産試験場)

ウ 契約事務について

(ア) 委託業者から提出された一般廃棄物処理業務報告書について、収集回数に誤りがあるにもかかわらず受領し、検収していた。(農業試験場)

(イ) 塵芥^{じん}収集処理業務委託について、約定どおりの収集回数での履行がなされていなかった。(農業試験場)

(ウ) 工事の変更契約において、執行伺変更書の決裁年月日より前の日付を契約日としたものが2件あった。(東讚土地改良事務所)

エ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(畜産課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし